

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

第 95/2013/NĐ-CP 号

ハノイ、2013 年 8 月 22 日

政令

労働、社会保険、および契約に基づくベトナム労働者海外派遣に関する行政違反処分を
規定する

2001 年 12 月 25 日付政府組織法に基づき；

2012 年 6 月 20 日付行政違反処分に基づき；

2012 年 6 月 18 日付労働法に基づき；

2006 年 6 月 29 日社会保険法に基づき；

2006 年 11 月 29 日付契約に基づくベトナム労働者海外派遣法に基づき；

労働傷病兵社会事業省大臣の提案により；

政府は、労働、社会保険および契約に基づくベトナム労働者海外派遣に関する行政
違反処分の規定を公布する。

第 1 章

総則

第 1 条 適用範囲

本政令は、労働、社会保険および契約に基づくベトナム労働者海外派遣に関する行政違反の違反行為、違反処分形式、違反処分程度、その影響の是正措置、違反処分権限、違反処分手続を規定したものである。

第 2 条 適用対象

1. 雇用者
2. 被雇用者
3. 本政令に定めた行政違反行為を犯した諸個人・組織

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第3条 労働・社会保険・契約に基づくベトナム労働者海外派遣に関する行政違反に対する罰金の規定

1. 本政令第2章、第3章および第4章に定める違反行為に対する罰金額は、第4条第1項・第2項、第9条第2項・第4項・第6項、第17条第6項・第7項および第29条～第34条の規定を除き、個人に対する罰金額である。組織に対する罰金額は、個人に対する罰金額の2倍とする。
2. 本政令第6章に定める行政違反の処分権限は、個人に対する処分権限である。罰金を科す場合、組織に対する処分権限は、個人に対する処分権限の2倍とする。

第2章

労働に関する違反行為、違反処分形式、違反行為に対する影響の是正措置

第4条 雇用サービスに関する規定の違反

1. 規定の雇用サービス費を超えた手数料の徴収行為を犯した職業紹介組織に対し、以下のいずれかの程度に応じて、被雇用者1人当たり100万ドン～300万ドンの罰金を科す。
 - a) 誤った事実、又は職位について誤解を招くような情報を提供する行為に対し、500万ドン～1000万ドンの罰金。
 - b) 管轄機関により発行された職業紹介事業許可書なしで、または失効した職業紹介事業許可書を使用することで職業紹介活動を行う行為に対し、4,500万ドン～6,000万ドンの罰金。
2. 違反行為の影響の是正措置
 - a) 本条の第1項の規定に違反する行為に対し、被雇用者から徴収した規定額を超えた雇用サービス費を被雇用者に返金させる。
 - b) 本条の第3項の規定に違反する行為に対し、被雇用者から徴収した雇用サービス費を国庫に納付させる。

第5条 労働契約の締結に関する規定の違反

1. 3ヶ月以上の固定業務に対し書面による契約を締結しない行為、又は労働法第22条に定めた正しい形式で被雇用者との契約を締結しない行為のいずれかを犯した雇用者に対し、以下のいずれかの罰金を科す。
 - a) 1名～10名の被雇用者に対し違反を犯す場合、50万ドン～200万ドンの罰金。
 - b) 11名～50名の被雇用者に対し違反を犯す場合、200万ドン～500万ドンの罰金。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- c) 51名～100名の被雇用者に対し違反を犯す場合、500万ドン～1,000万ドンの罰金。
 - d) 101名～300名の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,000万ドン～1,500万ドンの罰金。
 - d) 301名以上の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,500万ドン～2,000万ドンの罰金。
2. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、2,000万ドン～2,500万ドンの罰金を科す。
- a) 被雇用者の身分証明書・学位証明書・資格証明書の原本を保管する。
 - b) 労働契約履行のために、被雇用者に対し現金またはその他の財産を保証の手段とするよう強制する。
3. 違反行為の影響の是正措置
- a) 本条第2項 aに定めた行為に対し、保管中の身分証明書・学位証明書・資格証明書の原本を被雇用者に返却させる。
 - b) 本条第2項 bに定めた行為に対し、被雇用者から預かった現金や財産を返却させ、処分時点における、中央銀行公表の金利に相当する金額を、被雇用者に追加で支払わせる。

第6条 試用に関する規定の違反

1. 季節労働的な業務の労働契約を締結した被雇用者に対し、試用期間を設けた雇用者に対し、警告処分または50万ドン～100万ドンの罰金を科す。
2. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、200万～500万ドンの罰金を科す。
- a) 被雇用者に2回以上の試用期間を設ける。
 - b) 規定期間を超えた期間で試用する。
 - c) 試用期間中の賃金を、被雇用者の業務に対する賃金の85%を下回る金額しか被雇用者に支払わない。
3. 違反行為の影響の是正措置：本条第1項および第2条 b、cに定めた行為に対し、試用時間中の賃金を被雇用者に全額支払わせる。

第7条 労働契約の履行に関する規定の違反

1. 有期労働契約の期間満了日の少なくとも15日前に書面で被雇用者に事前通告しない雇用者に対し、50万ドン～100万ドンの罰金を科す。
2. 以下のいずれかの行為を犯した被雇用者に対し、300万ドン～700万ドンの罰金を科す。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 労働法第 31 条に定めた場合を除き、被雇用者を労働契約で合意した勤務地と異なる勤務地に配属する。
 - b) 雇用者と被雇用者における別途合意がある場合を除き、労働契約の雇用一時停止期間満了後に被雇用者の雇用を継続しない。
3. 是正措置：本条第 2 項 b に定めた行為に対し、雇用一時停止期間満了後に被雇用者の雇用を継続しなかった期間中の賃金を被雇用者に支払わせる。

第 8 条 労働契約の修正・補則・解除に関する規定の違反

1. 労働法第 47 条第 2 項に定めた期限内に退職手当や失業手当を被雇用者に支払わない、または全額を支払わない行為、労働法第 47 条第 3 項の規定に基づく契約解除時に被雇用者から預かったその他の書類の確認手続きを完了せず、返却しない行為のいずれかを犯した雇用者に対し、以下のいずれかの罰金を科す。
 - a) 1 名～10 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、50 万ドン～ 200 万ドンの罰金。
 - b) 11 名～50 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、200 万ドン～ 500 万ドンの罰金。
 - c) 51 名～100 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、500 万ドン～1,000 万ドンの罰金。
 - d) 101 名～300 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,000 万ドン～1,500 万ドンの罰金。
 - d) 301 名以上の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,500 万ドン～2,000 万ドンの罰金。
2. 違反行為の影響の是正措置
- a) 本条第 1 項に定めた退職手当・失業手当を被雇用者に支払わないまたは十分に支払わない行為に対し、退職手当・失業手当を全額に被雇用者に支払わせ、また、処分時点における、中央銀行が公表した最高の金利に相当する金額を、被雇用者に追加で支払わせる。
 - b) 本条第 1 項に基づく契約解除時被雇用者から預かったその他の書類の確認手続きを完成せず、返却しない行為に対し、被雇用者から預かった書類の確認手続きを完了させ、返却させる。

第 9 条 労働派遣に関する規定の違反

1. 以下のいずれかの行為を犯した労働派遣の受け入れ先に対し、50 万ドン～100 万ドンの罰金を科す。
 - a) 派遣労働者に対して、受け入れ先の就業規則およびその他の規則を通告・指導しない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 労働条件について、派遣労働者に対し、受け入れ先の被雇用者との差別的取り扱いをする。
2. 以下のいずれかの行為を犯した労働派遣企業に対し、100万ドン～300万ドンの罰金を科す。
- a) 派遣労働者の人数、受け入れ先、派遣の報酬を明記した書類を作成せず、労働に関する省レベル国家管理機関に報告しない。
 - b) 被雇用者に労働派遣契約の内容を通告しない、または事実と異なる内容を通告する。
3. 受け入れた派遣労働者を別の雇用者に派遣する行為、受け入れた派遣労働者から費用を徴収する行為、労働派遣を実施できる規定の業務以外の業務に派遣労働者を使用する行為、労働派遣期間を超えて派遣労働者を使用する行為のいずれかを犯した派遣労働者の受け入れ先に対し、以下のいずれかの罰金を科す。
- a) 1名～10名の被雇用者に対し違反を犯す場合、500万ドン～1,000万ドンの罰金。
 - b) 11名～50名の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,000万ドン～2,000万ドンの罰金。
 - c) 51名～100名の被雇用者に対し違反を犯す場合、2,000万ドン～3,000万ドンの罰金。
 - d) 101名～300名の被雇用者に対し違反を犯す場合、3,000万ドン～4,000万ドンの罰金。
 - d) 301名以上の被雇用者に対し違反を犯す場合、4,000万ドン～5,000万ドンの罰金。
4. 派遣労働者の賃金として、同一レベル、同一業務または同一価値の業務に従事している被雇用者の賃金と比べ、それを下回る賃金しか支払わない行為、被雇用者の同意なしに労働派遣を行う行為のいずれかを犯す労働派遣企業に対し、以下のいずれかの罰金を科す。
- a) 1名～10名の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,000万ドン～2,000万ドンの罰金。
 - b) 11名～50名の被雇用者に対し違反を犯す場合、2,000万ドン～4,000万ドンの罰金。
 - c) 51名～100名の被雇用者に対し違反を犯す場合、4,000万ドン～6,000万ドンの罰金。
 - d) 101名～300名の被雇用者に対し違反を犯す場合、6,000万ドン～8,000万ドンの罰金。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- d) 301名以上の被雇用者に対し違反を犯す場合、8,000万ドン～1億ドンの罰金。
- 5. 労働派遣許可書なしに労働派遣事業を行う行為に対し、5,000万ドン～7,500万ドンの罰金を科す。
- 6. 以下のいずれかの行為を犯した労働派遣企業に対し、8,000万ドン～1億ドンの罰金を科す。
 - a) 別の企業に労働派遣活動を行うために労働派遣事業許可書を貸す。
 - b) 法律により許可されていない業務において労働者を派遣する。
 - c) 規定の派遣期間を超えて労働派遣事業を行う。
 - d) 派遣企業が加盟する経済団体・親会社・子会社内の他の企業との間に労働派遣事業を行う。
- 7. 補足処分の形式
 - a) 本条第4項に定めた行為に対し、1ヶ月～3ヶ月間、労働派遣事業許可書の使用権利を没収する。
 - b) 本条第6項に定めた行為に対し、6ヶ月～12ヶ月間、労働派遣事業許可書の使用権利を没収する。
- 8. 違反行為の影響の是正措置
 - a) 本条第4項に定めた行為に対し、労働派遣企業に賃金の差分を被雇用者に支払わせる。
 - b) 本条第5項に定めた行為に対し、労働派遣活動による違法な利益を納付させる。

第10条 被雇用者の職業訓練・養成・技能レベルの向上に関する規定の違反

- 1. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、警告処分または50万ドン～100万ドンの罰金を科す。
 - a) 現在業務に従事している被雇用者に対する職業訓練・養成・技能レベルの向上の年次計画立案や履行を行わない。
 - b) 省レベル国家管理機関への被雇用者に関する年次報告において、職業訓練・養成・技能レベルの向上の結果を報告しない。
- 2. 異なる業務へ被雇用者を異動させる前に被雇用者の職業訓練を行わない行為、職業訓練生に職業訓練の契約を締結しない行為、職業訓練期間中に規格に適合した製品を直接生産する、または生産活動に参加する職業訓練者に賃金を支払わない行為、職業訓練期間が切れた時に職業訓練生と労働契約を締結しない行為に対し、

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

以下のいずれかの罰金を科す。

- a) 1名～10名の被雇用者に対し違反を犯す場合、50万ドン～200万ドンの罰金。
 - b) 11名～50名の被雇用者に対し違反を犯す場合、200万ドン～500万ドンの罰金。
 - c) 51名～100名の被雇用者に対し違反を犯す場合、500万ドン～1,000万ドンの罰金。
 - d) 101名～300名の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,000万ドン～1,500万ドンの罰金。
 - d) 301名以上の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,500万ドン～2,000万ドンの罰金。
3. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、2,000万ドン～2,500万ドンの罰金を科す。
- a) 職業訓練を悪用して労働力を搾取すること、または職業訓練生を違法な活動に誘惑したり、参加を強制する。
 - b) 14歳未満の職業訓練生を採用する。
4. 違反行為の影響の是正措置
- a) 本条第2項に定めた、職業訓練期間中に規格に適合した製品を直接生産する、または生産活動に参加する職業訓練者に賃金を支払わない行為に対し、その職業訓練生に賃金を支払わせる。
 - b) 本条第3項のaに定めた違反行為に対し、職業訓練を悪用して労働力を搾取すること、または職業訓練生を違法な活動に誘惑したり、参加を強制することにより得た違法な利益を納付させる。

第11条 職場における対話に関する規定の違反

1. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、警告処分または50万ドン～100万ドンの罰金を科す。
 - a) 法規に基づいて事業所における民主的規則を厳正に履行しない。
 - b) 職場における対話を行うための場所を用意せず、その他の物理的条件を整えない。
2. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、200万ドン～500万ドンの罰金を科す。
 - a) 職場における対話を3カ月に1回行わない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 事業所の労働組合の代表部が職場における対話を要求する時に対話を行わない。

第 12 条 団体交渉・集団労働協約に関する規定の違反

1. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、警告処分または 50 万ドン～100 万ドンの罰金を科す。
 - a) 企業の集団労働協約を労働に関する各省国家管理機関に送付しない。
 - b) 集団労働協約の交渉、締結、修正、追加、送付、公表の費用を負担しない。
 - c) 締結した集団労働協約の内容を被雇用者に公表しない。
2. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、300 万ドン～500 万ドンの罰金を科す。
 - a) 労働組合が団体交渉のために生産・経営活動の状況に関する情報開示を要求する時にそれらの情報を開示しない行為。
 - b) 団体交渉を要求した当事者からの要求を受けた時、集団労働協約の締結、修正、追加を行うために団体交渉を行わない行為。
3. 無効と公表された集団労働協約の内容を履行する雇用者に対し、1,000 万ドン～1,500 万ドンの罰金を科す。

第 13 条 賃金に関する規定の違反

1. 法規に基づいて賃金テーブル、賃金表及び労働基準量を労働に関するレベル国家管理機関に送付しない雇用者に対し、警告処分または 50 万ドン～100 万ドンの罰金を科す。
2. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、200 万ドン～500 万ドンの罰金を科す。
 - a) 法規に基づいて賃金テーブル、賃金表、労働基準量、及び賞与規則を作成しない。
 - b) 賃金テーブル、賃金表、労働基準量、及び賞与規則を作成する時に事業所の労働組合代表部の意見を参考にしない。
 - c) 職場で賃金テーブル、賃金表、労働基準量、及び賞与規則を公表・公開しない。
 - d) 賃金支払の少なくとも 10 日前に、被雇用者に賃金の支払い形式を通知しない。
3. 労働法第 96 条に定めた期限通りに賃金の支払いをしない行為、郡レベル国家管

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

理機関に送付した賃金テーブル・賃金表の規定レベルを下回る額の賃金しか支払わない行為、労働法第 97 条の規定レベルを下回る時間外労働・深夜勤務手当しか支払わない行為、労働法第 101 条の規定に違反して賃金の天引きをする行為、労働法第 98 条に定めた休業時の賃金を被雇用者に全額支払わない行為のいずれかを犯した雇用者に対し、以下のいずれかの罰金を科す。

- a) 1 名～10 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、500 万ドン～1,000 万ドンの罰金。
 - b) 11 名～50 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,000 万ドン～2,000 万ドンの罰金。
 - c) 51 名～100 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、2,000 万ドン～3,000 万ドンの罰金。
 - d) 101 名～300 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、3,000 万ドン～4,000 万ドンの罰金。
 - d) 301 名以上の被雇用者に対し違反を犯す場合、4,000 万ドン～5,000 万ドンの罰金。
4. 政府が公表した地域別最低賃金を下回る額の賃金を被雇用者に支払う雇用者に対し、以下のいずれかの罰金を科す。
- a) 1 名～10 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、2,000 万ドン～3,000 万ドンの罰金。
 - b) 11 名～50 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、3,000 万ドン～5,000 万ドンの罰金。
 - c) 51 名以上の被雇用者に対し違反を犯す場合、5,000 万ドン～7,500 万ドンの罰金。
5. 補足処分の形式：本条第 4 項に定めた行為を犯した雇用者に対し、1 ヶ月～3 ヶ月間営業活動を停止させる。
6. 違反行為の影響に対する是正措置
- a) 本条第 3 項および第 4 項に定める行為に対し、被雇用者に賃金を全額支払わせる。
 - b) 本条第 3 項に定めた行為に対し、支払いが遅延された賃金の支払い時点における、中央銀行が公表した当座預金に対する最高金利に相当する金額を支払わせる。

第 14 条 勤務時間、休憩時間に関する規定の違反

1. 被雇用者に対して法規に基づき勤務中の休憩時間、交代制勤務の休憩、私用休暇、

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- 無給休暇を保障しない行為を犯した雇用者に対し、200万ドン～500万ドンの罰金を科す。
2. 週休、年次有給休暇、祝日・正月休みの規定に違反する行為を犯した雇用者に対し、以下の程度の罰金を科す。
 - a) 1名～10名の被雇用者に対し違反を犯す場合、50万ドン～100万ドンの罰金。
 - b) 11名～50名の被雇用者に対し違反を犯す場合、300万ドン～700万ドンの罰金。
 - c) 51名～100名の被雇用者に対し違反を犯す場合、300万ドン～700万ドンの罰金。
 - d) 101名～300名の被雇用者に対し違反を犯す場合、700万ドン～1,000万ドンの罰金。
 - d) 301名以上の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,000万ドン～1,500万ドンの罰金。
 3. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、2,000万ドン～2,500万ドンの罰金を科す。
 - a) 労働法第104条に定めた通常の勤務時間を超える時間で勤務を実施する。
 - b) 労働法第107条の規定を除き、被雇用者の同意なしに被雇用者に時間外勤務をさせる。
 4. 労働法第106条第2項bに定めた時間外労働の時間数を超えて被雇用者に時間外労働をさせる、若しくは祝日・正月休みや週休中に1日当たり12時間を超えて被雇用者に時間外労働をさせる雇用者に対し、2,500万ドン～5,000万ドンの罰金を科す
 5. 補足処分の形式：本条第4項の違反行為を犯した雇用者に対し、1ヶ月～3ヶ月間営業活動を停止させる。

第15条 労働規律、物的責任に関する規定の違反

1. 就業規則を被雇用者に通知せず、もしくは企業内の職場における必要な場所に掲示しない雇用者に対し、警告処分または50万ドン～100万ドンの罰金を科す。
2. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、500万ドン～1,000万ドンの罰金を科す。
 - a) 10名以上の被雇用者を使用するが、書面による就業規則がない。
 - b) 労働に関する省レベル国家管理機関に申告していない就業規則を使用する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- c) 失効した就業規則を使用する。
3. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、1,000万ドン～1,500万ドンの罰金を科す。
- a) 労働規律処分を行う際に被雇用者の身体・人格を侵害する。
 - b) 労働規律処分に罰金・賃金カットの形式を用いる。
 - c) 就業規則で規定しない違反行為を行った被雇用者に対して、労働規律処分をする。
4. 違反行為の影響に対する是正措置
- a) 本条第3項bに定めた違反行為を犯した雇用者に対し、徴収した金額を被雇用者に支払わせるか、または賃金を全額支払わせる。
 - b) 本条第3項cに定めた違反行為に対し、解雇による労働規律処分を行った場合、被雇用者を業務に復帰させ、解雇された日数の賃金を全額支払わせる。

第16条 労働安全・労働衛生に関する規定の違反

1. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、200万ドン～500万ドンの罰金を科す。
- a) 労働安全・労働衛生を保障する諸活動の計画を作成・実施する時に、事業所の労働組合の代表組織から意見を聴取しない。
 - b) 事業所内において、危険で有害な物質を検査・評価しない。
 - c) 労働安全・労働衛生業務の担当者を指名しない。
 - d) 法規に基づき労働災害、職業病、又は深刻な事故に関する定期的な統計及び報告を行わず、または事実と異なる報告をする。
2. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、500万ドン～1,000万ドンの罰金を科す。
- a) 規定に基づき職場における有害要素を定期的に検査、測定しない。
 - b) 労働安全・労働衛生に関する要求が極めて厳しい機械、設備および物質を生産、使用、保管、貯蔵するための工事、事業所の新築、増設及び改築にあたり、被雇用者の職場と環境に対する労働安全・労働衛生を保証する方法を提案しない。
 - c) 規定に基づき工場の労働安全・労働衛生の条件を保障しない。
 - d) 労働安全・労働衛生に関する国家技術基準、または、機械・設備・物資・エネルギー・電気・化学薬品・農薬の生産・使用・保管・輸送にあたり、技術

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

の変更、新技術の導入が既に発表・適用されている労働安全・労働衛生に関する基準の規定に違反する。

- d) 規定にもとづき機械・設備・工場・倉庫を定期的に保守点検しない。
- e) 機械・設備・職場の労働安全・労働衛生に関する指示文書を作成しない、または職場の目につきやすく、読みやすい場所に掲示しない。
- g) 労働災害や労働事故が発生した場合に、緊急救助や応急処置を行えるよう、技術用具や医療用具を設置しない。
- h) 労働災害・職業病が発生する危険性の高い生産・営業拠点において労働安全・労働衛生業務の責任者にふさわしい専門知識を有する者を指名しない。
- i) 重労働・有害・危険な業務および特別な重労働・有害・危険な業務の一覧に従って被雇用者を分類せず、規定に基づいて諸制度を実施しない。
- k) 労働災害又は深刻な事故を申告、調査しない。
- l) 医療保険に加入している被雇用者の、自己負担分の費用、および医療保険で支払われる一覧にない費用を支払わない。医療保険に加入していない被雇用者の応急処置・救急から状態が安定するまでの治療費のすべてを支払わない。
- m) 労働災害・職業病の被害を受けた被雇用者に対する手当・賠償を規定に基づいて実施しない。

3. 違反行為の影響に対する是正措置

- a) 本条第2項 b に定めた行為に対し、労働安全・労働衛生に関する要求が極めて厳しい機械、設備および物質を生産、使用、保管、貯蔵するための工事、事業所の新築、増設及び改築にあたり、被雇用者の職場に対する労働安全・労働衛生を保証する方法の提案を雇用者に作成させる。
- b) 本条第2項 b、c に定めた行為に対し、既に発表・適用されている労働安全・労働衛生に関する諸技術基準を実施させる。
- c) 本条第2項 g に定めた行為に対し、技術用具や医療用具を設置させる。
- d) 本条第2項 l に定めた行為に対し、医療保険に加入している被雇用者の自己負担分の費用、および医療保険で支払われる一覧にない費用を支払わせ、医療保険に加入していない被雇用者の応急処置・救急から状態が安定するまでの治療費のすべてを支払わせる。
- d) 本条第2項 m に定めた行為に対し、被雇用者に対する補助・賠償の金額を支払わせ、また、処分時点における、中央銀行が公表した当座預金に対する最高金利に相当する金額を、被雇用者に追加で支払わせる。

第 17 条 労働災害・職業病の防止に関する規定の違反

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 以下のいずれかの行為を犯した被雇用者に対し、警告処分または 50 万ドン～100 万ドンの罰金を科す。
 - a) 労働災害・職業病・有害物質・危険な事故を引き起こす危険性を発見した時に責任者に適時に報告しない。
 - b) 雇用者が命令した時に労働災害の救助と被害克服に参加しない。
 - c) 設置された個人の保護用具を使用しない、または誤った目的で個人の保護用具を使用する。
2. 被雇用者・職業訓練生を採用し業務を割り当てる際に、労働安全・労働衛生に関する訓練を実施しない雇用者に対し、以下のいずれかの罰金を科す。
 - a) 1 名～10 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、100 万ドン～ 300 万ドンの罰金。
 - b) 11 名～50 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、300 万ドン～ 500 万ドンの罰金。
 - c) 51 名～100 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、500 万ドン～1,000 万ドンの罰金。
 - d) 101 名～300 名の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,000 万ドン～1,500 万ドンの罰金。
 - d) 301 名以上の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,500 万ドン～2,000 万ドンの罰金。
3. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、1,000 万ドン～1,500 万ドンの罰金を科す。
 - a) 労働災害や職業病を引き起こす危険性のある機械・設備・職場に対し、直ちに是正策を講じない、または直ちに稼働停止命令を出さない。
 - b) 労働災害・職業病の被害を受けた被雇用者に対し、定期健康診断を実施しない、または個々に健康に関する書類を作成しない。
 - c) 規定に基づいた労働安全・労働衛生に関する訓練の証明書がない。
 - d) 規定に基づいた労働安全・労働衛生に関する訓練の証明書なしに労働安全・労働衛生業務の担当者を使用する。
 - d) 労働災害・職業病・危険で有害な状況、および職場の労働安全・労働衛生を確保する策について周知しない。
 - e) 規定に基づいて被雇用者に対する定期健康診断を実施しない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- g) 規定に基づいて被雇用者に対する職業病の検診を実施しない。
 - h) 労働災害・職業病の被害を受けた被雇用者に対し、医学鑑定評議会の結論に基づいて、健康状態に適した業務の割り当てをしない。
 - i) 中毒や感染を引き起こす条件を有する場所で就労する被雇用者に対し、勤務時間終了後、解毒・消毒措置を実施しない。
4. 危険・有害な条件を有する業務を行う被雇用者に対し、個人保護用具を十分に提供しない、または技術基準に基づく品質・規格を満たさない個人保護用具を提供する行為、危険で有害な条件下で就労する被雇用者に対する現物補償を実施しない行為、現物補償に代えて金銭を支払う行為のいずれかを犯した雇用者に対し、以下のいずれかの罰金を科す。
- a) 1名～10名の被雇用者に対し違反を犯す場合、300万ドン～600万ドンの罰金。
 - b) 11名～50名の被雇用者に対し違反を犯す場合、600万ドン～1,000万ドンの罰金。
 - c) 51名～100名の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,000万ドン～1,500万ドンの罰金。
 - d) 101名～300名の被雇用者に対し違反を犯す場合、1,500万ドン～2,000万ドンの罰金。
 - d) 301名以上の被雇用者に対し違反を犯す場合、2,000万ドン～3,000万ドンの罰金。
5. 労働安全に関する要求が極めて厳しい機械、設備および物質の使用の規定に違反する雇用者に対し、以下の通り罰金を科す。
- a) 労働安全に関する要求が極めて厳しい機械・設備・物資の点検について管轄機関に報告しない行為に対し、100万ドン～300万ドンの罰金。
 - b) 労働安全に関する要求が極めて厳しい機械・設備・物資を導入する前に申告しない行為に対し、300万ドン～500万ドンの罰金。
 - c) 労働安全に関する要求が極めて厳しい機械・設備・物資の点検で基準を満たさないと判断されたにもかかわらず、それらを継続して使用する行為に対し、5,000万ドン～7,500万ドンの罰金。
 - d) 違反した機械・設備・物資の点検費の総額の2～3倍の額の罰金。
6. 労働安全・労働衛生の訓練活動の規定に違反する労働安全・労働衛生訓練サービスを提供する組織に対し、以下の通り罰金を科す。
- a) 規定に基づいて労働安全・労働衛生の訓練活動を報告しない行為に対し、

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

200万ドン～500万ドンの罰金。

- b) 計画の内容通り訓練を行わない行為、訓練を実施する講師・インフラ整備の条件を確保しない行為、訓練活動可能条件をすべて有する証明書に基づいて訓練サービス活動可能な条件を保証しない行為のいずれかに対し、500万ドン～1,000万ドンの罰金。
 - c) 訓練証明書を発給しても訓練を実施しない行為、誤った訓練対象に訓練証明書を発給する行為、訓練活動条件を十分に有する証明書に定めた範囲外の訓練を実施する行為のいずれかに対し、2,000万ドン～2,500万ドンの罰金。
 - d) 訓練実施の資料・書類を偽造する行為、訓練活動での不正行為のいずれかに対し、2,500万ドン～5,000万ドンの罰金。
 - d) 訓練活動条件を十分に有する証明書なし、または訓練活動条件を十分に有する証明書が失効した場合に訓練活動を実施する行為、または、偽造・不正事実の書類・資料を用いて訓練活動条件を十分に有する証明書を発給するよう依頼する行為のいずれかに対し、5,000万ドン～7,500万ドンの罰金。
7. 労働安全技術点検活動の規定に違反する行為を犯した労働安全技術点検サービスを行う組織に対し、以下のいずれかの程度の罰金を科す。
- a) 規定に基づく労働安全技術点検活動を報告しない行為に対し、200万ドン～500万ドンの罰金。
 - b) 点検活動条件を十分に有する証明書に基づく点検活動条件を規定通りに継続しない行為、連続して18ヶ月間管轄機関に点検活動状況を規定通りに報告しない行為のいずれかに対し、500万ドン～1,000万ドンの罰金。
 - c) 点検活動条件を十分に有する証明書に記載されている範囲外の点検活動を行う行為、点検手順通りに行わない行為のいずれかに対し、4,000万ドン～5,000万ドンの罰金。
 - d) 点検活動条件を十分に有する証明書の内容を訂正する行為、点検実施時の書類・資料を偽造する行為、点検活動での不正行為のいずれかに対し、5,000万ドン～7,000万ドンの罰金。
 - d) 不正の点検結果を提供する行為、点検を実施せずに点検結果を提供する行為のいずれかに対し、7,000万ドン～1億ドンの罰金。
 - e) 点検活動条件を十分に有する証明書なしに点検活動を実施する行為、または、失効した点検活動条件を十分に有する証明書を使用する行為、偽造した書類・資料、事実と異なる書類・資料を用いて点検活動条件を十分に有する証明書を発給するよう依頼する行為のいずれかに対し、1億ドン～1億5,000万ドンの罰金。
8. 以下のいずれかの行為を犯した点検員に対し、200万ドン～400万ドンの罰金を

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

科す。

- a) 公表された点検手順、または管轄機関が発行した点検手順通りに点検を行わない。
- b) 点検員の証明書を持たずに点検を行うこと、または、点検員の証明書が失効しているのに点検を行うこと、または、証明書に記載されている範囲外の点検を行う。

9. 補足処分の形式

- a) 本条第6項、bに定めた行為を犯した労働安全・労働衛生訓練サービスを行う組織に対し、1ヶ月～3ヶ月間訓練活動を停止させる。
- b) 本条第6項c、dに定めた行為を犯した労働安全・労働衛生訓練サービスを行う組織に対し、1ヶ月～6ヶ月間労働安全・労働衛生訓練活動条件を十分に有する証明書の利用権限を没収する。
- c) 本条第7項bに定めた行為を犯した労働安全技術点検サービスを行う組織に対し、1ヶ月～3ヶ月間点検活動を停止させる。
- d) 本条第7項c、dに定めた行為を犯した労働安全技術点検サービスを行う組織に対し、1ヶ月～6ヶ月間労働安全技術点検活動条件を十分に有する証明書の利用権限を没収する。
- d) 本条第8項aに定めた違反行為に対し、1ヶ月～3ヶ月間点検員の証明書の利用権限を没収する。

10. 違反行為の影響に対する是正措置

- a) 本条第4項に定めた現物支給による健康増進策の規定に違反する行為に対し、規定の程度に基づき金銭に置き換えられる現物支給による健康増進策の金額を被雇用者に支払わせる。
- b) 本条第4項に定めた個人への保護用具の提供に関する規定に違反する行為に対し、品質の基準・該当の技術標準規格を満たす個人への保護用具を危険・有害な条件の業務を行う被雇用者に十分に提供することを強制する。
- c) 本条第3項aに定めた行為に対し、労働災害や職業病を引き起こす危険性のある機械・設備・職場の使用を停止させる。
- d) 本条第5項c、dに定めた行為に対し、規定に従って労働安全に関する厳重さが要求される各種機械・設備・物資の使用を停止させる。
- d) 本条第6項cに定めた行為に対し、労働安全・労働衛生訓練の証明書を強制没収する。
- e) 本条第7項c、dに定めた行為に対し、点検結果を強制没収する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 18 条 女性の被雇用者に対する規定の違反

1. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対して、警告処分または 50 万ドン～100 万ドンの罰金を科す。
 - a) 女性の権利、利益に関する問題を決定する際、女性の被雇用者、またはその代表者の意見を聴取しない。
 - b) 女性の雇用者に生理期間中 1 日に 30 分の休憩を与えない。
2. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対して、1,000 万ドン～2,000 万ドンの罰金を科す。
 - a) 7 ヶ月目以降の妊婦または、高地・遠隔地・国境・島嶼においては 6 ヶ月目以降の妊婦、12 ヶ月未満の子供を育児中の女性の被雇用者を深夜労働、時間外労働、出張させる。
 - b) 労働法第 155 条第 2 項に定めた重労働に就く 7 ヶ月目以降の妊婦の女性の被雇用者を異なる業務に異動しない、または勤務時間を短縮しない。
 - c) 12 ヶ月未満の子供の育児期間中 1 日に 60 分の休憩を与えない。
 - d) 労働法第 157 条第 1 項及び第 3 項で規定する産休期間が終了した後、女性の被雇用者に休暇前と同じ業務に就くことを保証しない。
 - d) 妊娠中、社会保険に関する法規に基づく産休の取得中、12 ヶ月未満の子供の育児を行う女性の被雇用者に対し、労働規律違反で処分する。
 - e) 個人である雇用者が死亡、裁判所による民事行為能力の喪失、失踪、死亡の宣告された、または個人でない雇用者が事業を停止する場合を除き、結婚、妊娠、産休及び 12 ヶ月未満の子供の育児を理由として、女性の被雇用者に対して、解雇や一方的な労働契約の解除をする。
 - g) 労働法第 160 条に定めた、女性の被雇用者を使用してはいけない業務に女性の被雇用者を使用する。

第 19 条 未成年の被雇用者に関する規定の違反

1. 未成年の被雇用者を使用する場合、個人履歴手帳を作成しない、もしくは国家管轄機関から要求された際に提出しない行為を犯した雇用者に対し、警告処分を行う。
2. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、1,000 万ドン～1,500 万ドンの罰金を科す。
 - a) 法律の定める代表者と文書による労働契約を締結せずに 15 歳未満の被雇用者を使用する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 労働法第 163 条第 2 項に定めた勤務時間を越えて未成年の被雇用者を就労させる。
 - c) 法律上で許可された職業、業務を除き、満 15 歳から 18 歳未満の被雇用者を、時間外労働又は深夜労働に使用する。
3. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、2,000 万ドン～2,500 万ドンの罰金を科す。
- a) 労働法第 165 条に定めた未成年の被雇用者使用禁止場所で未成年の被雇用者を使用する。
 - b) 労働法第 164 条第 1 項および第 3 項に定めた、法律上で許可された業務以外の業務で 15 歳未満の被雇用者を使用する。

第 20 条 家事手伝いの被雇用者に関する規定の違反

1. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、警告処分をする。
- a) 家事手伝いの被雇用者と文書による労働契約を締結しない。
 - b) 家事手伝いの被雇用者が退職して居住地に帰る際に、旅費を支払わない。家事手伝いの被雇用者が、期限前に労働契約を解除した場合を除くものとする。
2. 被雇用者の身分証明書を保管する行為を犯した雇用者に対し、500 万ドン～700 万ドンの罰金を科す。
3. 違反行為に対する是正措置
- a) 本条第 1 項 b に定めた違反行為に対し、家事手伝いの被雇用者に旅費を支払わせる。
 - b) 本条第 2 項に定めた違反行為に対し、家事手伝いの被雇用者に身分証明書を返却させる。

第 21 条 高齢の被雇用者に関する規定の違反

1. 規定に基づいて社会保険料・医療保険料を支払わずに毎月年金を享受している高齢の被雇用者を使用する行為に対し、雇用者に警告処分または 50 万ドン～100 万ドンの罰金を科す。
2. 規定に定めた、高齢の被雇用者の健康に悪影響を与える重労働、危険・有害な業務に、高齢の被雇用者を使用する行為に対し、1,000 万ドン～1,500 万ドンの罰金を科す。
3. 違反行為に対する是正措置：本条第 1 項に定めた行為に対し、社会保険料・医療保険料を返却させる。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 22 条 ベトナムで就労する外国人に関する規定の違反

1. 以下のいずれかの行為を犯したベトナムで就労する外国人の被雇用者に対し、強制退去させる。
 - a) 労働許可書の発給対象に属さないケースを除き、労働許可書を所持せずに就労する。
 - b) 失効した労働許可書を使用する。
2. 労働許可書の発給対象に属さないケースを除き、労働許可書を所持せずにベトナムで就労する外国人の被雇用者を使用する雇用者、又は、失効した労働許可書を使用する雇用者に対し、以下のいずれかの罰金を科す。
 - a) 1名～10名の被雇用者を使用する場合、3,000万ドン～4,500万ドンの罰金。
 - b) 11名～20名の被雇用者を使用する場合、4,500万ドン～6,000万ドンの罰金。
 - c) 21名以上の被雇用者を使用する場合、6,000万ドン～7,500万ドンの罰金。
3. 補足処分の形式：本条第2項に定めた違反行為に対し、1ヶ月～3ヶ月間営業活動を停止させる。

第 23 条 労働争議の解決に関する規定の違反

1. 中央直轄省・市の人民委員会の委員長がストライキの延期、停止を決定後ストライキに参加する行為を犯した被雇用者に対し警告処分を科す。
2. 以下のいずれかの行為を犯した被雇用者に対し、100万ドン～200万ドンの罰金を科す。
 - a) ストライキ権の行使を阻止すること、又はストライキに参加させるために被雇用者を煽動、誘惑、強制すること。
 - b) ストライキに参加しない被雇用者の出勤を阻止すること。
 - c) 雇用者の機械・設備・資産を壊すこと、または、ストライキ期間中に公共の秩序・安全を侵害すること、または、その他の違反行為を行うためにストライキを利用すること。
3. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、300万ドン～500万ドンの罰金を科す。
 - a) 被雇用者、ストライキの指導者に対する労働契約の解除、または労働規律処分を行う、またはストライキの準備、ストライキの参加を理由として、被雇用者およびストライキの指導者を別の業務に異動させる、または転勤させる。
 - b) ストライキに参加した被雇用者やストライキを指導した者に対する差別扱い、

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

報復を行う。

c) 労働法第 217 条に定めた規定に基づき職場を一時的に閉鎖する。

4. 違反行為の影響の是正措置：本条第 3 項 c に定めた違反行為に対し、職場を一時的に閉鎖する日数に応じて雇用者に被雇用者へ賃金を支払わせる。

第 24 条 労働組合に関する規定の違反

1. 労働組合の幹部に、業務を行う場所を提供せず、業務を行うための必要な手段を保証しない雇用者に対し、100 万ドン～300 万ドンの罰金を科す。
2. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、500 万ドン～1,000 万ドンの罰金を科す。
 - a) 労働組合の非専従幹部が労働組合活動を行えるよう勤務中の時間を調整しない。
 - b) 同組織の他の被雇用者と同様に労働組合の専従幹部に団体の権利および福利厚生を享受させない。
 - c) 被雇用者による労働組合の設立・加入・活動を妨害するために、賃金・勤務時間・労使関係におけるその他の権利や義務について差別的取り扱いをする。
 - d) 労働組合の活動を行う期間中に労働組合の非専従幹部に賃金を支払わない。
 - d) 事業所の上部労働団体の幹部を労働組合の活動を行うために組織に入らせない。
3. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、1,000 万ドン～1,500 万ドンの罰金を科す。
 - a) 被雇用者による労働組合の設立・加入・活動を妨害し、困難を強いる。
 - b) 被雇用者に労働組合の設立・加入・活動を強制する。
 - c) 被雇用者に労働組合に加入しないよう、または脱退するよう求める。
 - d) 労働組合の任期中に労働契約期間が終了した労働組合の非専従幹部に対し、労働契約を延長しない。

第 25 条 その他の規定の違反

1. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、警告処分又は 50 万ドン～100 万ドンの罰金を科す。
 - a) 労働管理簿と賃金支払簿を作成しない、または管轄機関から要求された際に提出しない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 地方の労働に関する国家管理機関に対し、被雇用者の使用について、事業を開始した日から 30 日以内に届出を行わず、事業の過程で生じた労働に関する変化の状況を定期的に報告しない。
 - c) 規定の労働雇用の手順、手続き、書類に関する規定に違反する。
2. 労働の雇用・利用・管理において、性別・民族・皮膚の色・社会的身分・婚姻状況・信仰・宗教・HIV 感染・障害を理由とした差別行為に対し、500 万ドン～1,000 万ドンの罰金を科す。

第 3 章

社会保険分野における違反行為、違反処分形式、違反処分程度および違反行為に対する影響の是正措置

第 26 条 強制社会保険料、失業保険料の納付に関する規定の違反

1. 強制社会保険、失業保険に加入しないよう雇用者と交渉する被雇用者に対し、警告処分または 50 万ドン～100 万ドンの罰金を科す。
2. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、行政処分書の作成時点における強制社会保険料、失業保険料の納付すべき総額の 12% ～15%の罰金を科すが、7,500 万ドンを超えないものとする。
 - a) 強制社会保険料、失業保険料の納付を遅延する。
 - b) 規定額通りに強制社会保険料、失業保険料を納付しない。
 - c) 強制社会保険料、失業保険料を納付する人数が規定の強制社会保険、失業保険加入対象の人数に満たない。
3. 強制社会保険、失業保険に加入する対象の被雇用者全員に対し強制社会保険料、失業保険料を納付しない雇用者に対し、行政処分書の作成時点における強制社会保険料、失業保険料の納付すべき総額の 18% ～20%程度の罰金を科すが、最大 7,500 万ドンを超えないものとする。
4. 違反行為の影響の是正措置
 - a) 本条第 1 項、第 2 項、第 3 項に定めた違反行為に対し、未納付・納付遅延の強制社会保険料、失業保険料を徴収して、納付させる。
 - b) 本条 2 項、第 3 項に定めた違反行為に対し、納付・納付遅延の強制社会保険料、失業保険料の利息を年内の社会保険基金による投資活動の金利に従って納付させる。

第 27 条 社会保険制度を享受するための書類の作成に関する規定の違反

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 事実と異なる内容を申告する行為、または、強制社会保険・任意社会保険・失業保険の制度を享受することに関する内容を訂正、削除した被雇用者に対し、50万ドン～100万ドンの罰金を科す。
2. 社会保険制度を享受するための書類を偽造する行為を犯した雇用者に対し、社会保険制度を享受するために偽造された書類ごとに500万ドン～1,000万ドンの罰金を科す。
3. 違反行為の影響の是正措置：本条第1項、第2項に定めた違反行為を行うことにより、受け取った社会保険料を社会保険組織に返却させる。

第28条 社会保険のその他の規定の違反

1. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、警告処分または30万ドン～80万ドンの罰金を科す。
 - a) 国家管轄機関の要求に従い強制社会保険、失業保険に関する資料、情報を提供しない。
 - b) 被雇用者または労働組合が要求した際に、被雇用者に対する強制社会保険料、失業保険料の納付に関する情報を提供しない。
2. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、被雇用者1人あたり20万ドン～50万ドンの罰金を科す。
 - a) 被雇用者から妥当な書類をすべて受け取ってから3営業日以内に病気休暇・出産休暇・病気後の健康養成・健康回復への補助などの制度を与えない。
 - b) 社会保険機関から支払う旨の決定を受け取った日から15日以内に労働災害、職業病に関する制度を与えない。
 - c) 社会保険帳簿を紛失・破損・訂正・消去する。
3. 以下のいずれかの行為を犯した雇用者に対し、被雇用者1人あたり50万ドン～100万ドンの罰金を科す。
 - a) 労働契約・就労契約の締結日又は採用日から30日以内に、被雇用者に対し強制社会保険、失業保険に加入するための書類を作成しない。
 - b) 被雇用者が退職して年金を享受できる条件を満たす日の30日前までに退職制度を解決し、または、被雇用者から妥当な書類をすべてに受け取った日から30日以内に労働災害、職業病に関する制度を解決するよう、社会保険機関に依頼するための書類や資料を作成しない。
 - c) 被雇用者に対し社会保険制度を解決するために医学鑑定評議会へ労働能力低下を鑑定しに行くよう被雇用者を指導しない。
4. 誤った目的で社会保険基金を使用する行為を犯した雇用者に対し、2,000万ドン

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

～3,000万ドンの罰金を科す。

5. 違反行為の影響の是正措置

- a) 本条第2項、a、bに定めた違反行為に対し、被雇用者に社会保険制度を十分に享受する。
- b) 本条第4項に定めた違反行為に対し、誤った目的で社会保険基金を使用することにより獲得した利益を納付させる。

第4章

契約に基づくベトナム人被雇用者の海外派遣に関する違反行為、違反処分形式、違反処分程度およびその影響の是正処置

第29条 被雇用者の海外派遣サービス企業の営業活動の違反

1. 以下のいずれかの行為を犯した被雇用者の海外派遣サービス企業（以下はサービス企業とする）に対し、500万ドン～1,000万ドンの罰金を科す。
 - a) 規定に基づいて被雇用者の海外派遣サービス事業許可書を公表しない。
 - b) 支店へのサービスの委任の決定書、および被雇用者の海外派遣サービス事業許可書の写しを支店の事務所で公開掲示しない。
 - c) 学士を持たない人をベトナム人被雇用者の海外派遣活動の管理者として使用する。
 - d) ベトナム人被雇用者の海外派遣活動の管理者の変更を規定に基づいて報告しない。
2. 以下のいずれかの行為を犯したサービス企業に対し、2,000万ドン～4,000万ドンの罰金を科す。
 - a) 支店への被雇用者の海外派遣サービス事業の実施に関する任務の委任を法規に基づいて報告しない。
 - b) ベトナム人の被雇用者の海外派遣分野、もしくは国際関係・協力の分野における3年間の経験がない人を、被雇用者の海外派遣活動の管理者として使用する。
3. 以下のいずれかの行為を犯したサービス企業に対し、5,000万ドン～7,000万ドンの罰金を科す。
 - a) 被雇用者の海外派遣のサービス事業許可書の発行日から30日以内に、規定に基づいてベトナム人の被雇用者の海外派遣の組織の実施計画を履行しない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 被雇用者の海外派遣サービス事業の許可書の発効日からの 90 日以内に、ベトナム人の被雇用者に対し、海外派遣前の必要知識の事前訓練専従組織の実施計画を履行しない。
4. 以下のいずれかの行為を犯した企業に対し、15,000 万ドン～18,000 万ドンの罰金を科す。
- a) 中央直轄省・市にある 4 支店以上に海外派遣事業を委任する。
 - b) 法律の規定に基づき支店に任務を割り当てない。
 - c) サービス企業の支店が、委任されたベトナム人の被雇用者の海外派遣に関する任務範囲を超えて実施する。
 - d) 労働者派遣契約の一時停止・停止期間中、有期活動の停止期間中、または被雇用者の海外派遣のサービス活動許可書を更新できない旨の通知を受けた後で、海外で就労する被雇用者の派遣に関する契約の締結、被雇用者の採用、被雇用者に対する職業や外国語の教育および、必要知識の訓練、被雇用者の金の徴収、被雇用者の海外派遣を実施する。
5. 以下のいずれかの行為を犯した企業に対し、18,000 万ドン～20,000 万ドンの罰金を科す。
- a) ベトナム人被雇用者の海外派遣を実施するために、他の企業の被雇用者の海外派遣のサービス活動許可書を使用する。
 - b) 他の組織および個人に、海外で就労するベトナム人の被雇用者を送り出すために、企業自身の海外で就労する被雇用者の派遣のサービス活動許可書を使用することを許可する。
 - c) 被雇用者の海外派遣サービス活動許可書を没収された他のサービス企業を管理したことがある者、またはベトナム人被雇用者の海外派遣に関する法規違反により警告処分以上の規律処分を受けた者に、ベトナム人被雇用者の海外派遣の活動の管理任務を割り当てる。
6. 補足処分の形式：ベトナム人被雇用者の海外派遣の活動を以下の通りに停止させる。
- a) 本条第 4 項の a、b、c に定めた違反行為に対し 1 ヶ月～3 ヶ月間活動を停止させる。
 - b) 本条第 4 項の d に定めた違反行為に対し 4 ヶ月～6 ヶ月間活動を停止させる。

第 30 条 被雇用者の海外派遣契約の申請および報告に関する規定の違反

1. 法規に基づき、ベトナム人被雇用者の海外派遣活動を定期的・不定期的に報告しない行為に対し、500 万ドン～1,000 万ドンの罰金を科す。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 国家管轄機関の承認を得た労働者派遣契約および実習労働者受入契約により申請された人数を越えた、ベトナム人被雇用者の海外派遣行為に対し、次の程度の罰金を科す。
 - a) 超過分が 30%未満の場合、2,000 万ドン～4,000 万ドンの罰金。
 - b) 超過分が 30%～50%の場合、6,000 万ドン～1 億ドンの罰金。
 - c) 超過分が 50%以上の場合、15,000 万ドン～18,000 万ドンの罰金。
3. 以下のいずれかの行為に対し 15,000 万ドン～18,000 万ドンの罰金を科す。
 - a) 労働者派遣契約、実習労働者受入契約を申請しない、または申請したが、国家管轄機関の承認を得ずに、被雇用者の海外派遣を実施する。
 - b) 入札された企業、落札企業、および外国への投資組織が、申告なしに、または申告したが、国家管轄機関の承認を得ずに、ベトナム人被雇用者の海外派遣を実施する。
4. 補足処分の形式：本条第 3 項に定めた違反行為に対し、ベトナム人被雇用者の海外派遣を 6 ヶ月～12 ヶ月間停止させる。

第 31 条 採用、契約締結および契約解除に関する規定の違反

1. 以下のいずれかの行為を犯した企業および組織に対し、2,000 万ドン～4,000 万ドンの罰金を科す。
 - a) 規定に基づいて採用数、採用基準および契約条件に関する情報を十分に公開・提供しない。
 - b) 海外派遣が決定した被雇用者に、出国までの待機期間を約束しない。
 - c) 被雇用者を直接採用しない。
2. 以下のいずれかの行為を犯した企業および組織に対し、5,000 万ドン～8,000 万ドンの罰金を科す。
 - a) 規定に基づき、被雇用者との契約を締結しない。
 - b) 被雇用者と締結した契約書で、金銭に関する権利および義務を規定に基づき明記しない。
 - c) 被雇用者の海外派遣契約を解除しないまたは、規定に基づき解除しない。
 - d) 被雇用者の海外派遣契約、労働契約および実習契約の内容が、申請した労働者派遣契約と実習労働者受入契約に適合しない。
 - d) 入札された企業、落札企業、外国への投資組織と被雇用者との間で締結された契約および、労働契約の内容が、規定に基づいたベトナム人被雇用者の海

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

外派遣の報告に適合しない。

3. 補足処分の形式：本条第2項に定めた違反行為に対し、労働者派遣契約の履行を1ヶ月～3ヶ月間停止させる。

第32条 被雇用者に対する職業技能、外国語および必要知識の訓練に関する規定の違反

1. 以下のいずれかの行為を犯した企業および組織に対し、2,000万ドン～4,000万ドンの罰金を科す。
 - a) 海外派遣前に、被雇用者に対し、規定に基づいた必要知識の訓練を十分に実施しない。
 - b) 必要知識の訓練を終了した後、被雇用者に対し検査および証明書の発給を実施しない、または十分に実施しない。
 - c) 海外に派遣するベトナム人被雇用者に対する必要知識の訓練の証明書の雛形を、規定に基づいて申請しない。
 - d) 規定に基づき、被雇用者に対し必要知識の訓練書類を発給しない。
2. 海外に派遣する被雇用者に対し、契約に定められた職業技能および外国語を訓練するために、職業訓練所、教育所を設立しない、またはそれらと協同しない行為に対し、8,000万ドン～1億ドンの罰金を科す。
3. 被雇用者を海外に派遣する前に、被雇用者に対し、規定に基づいた必要知識の訓練を実施しない行為に対し、15,000万ドン～18,000万ドンの罰金を科す。
4. 補足処分の形式
 - a) 本条第3項に定めた違反行為に対し、労働者派遣契約の履行を3ヶ月～6ヶ月間停止させる
 - b) 本項aに定めた労働者派遣契約を一時停止されたにもかかわらず、違反行為に対する影響を是正できていない場合、労働者派遣契約の履行を7ヶ月～12ヶ月間停止させる
5. 違反行為の影響に対する是正処置：被雇用者に対し職業技能、外国語、必要知識を訓練させる、または被雇用者から徴収した教育費（あれば）を返却させる。

第33条 被雇用者から徴収した紹介料、手付金、手数料およびその他の金銭の徴収、納付、管理、使用、又は海外就職支援基金納付についての規定の違反

1. 以下のいずれかの行為に対し、2,000万ドン～4,000万ドンの罰金を科す。
 - a) 被雇用者から採用費を徴収する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 規定に基づき被雇用者から海外就職支援基金への寄付金を徴収しない。
 - c) 規定に基づき被雇用者へ海外就職支援基金参加証明書を発給しない。
 - d) 規定に基づき海外就職支援基金を支援するよう被雇用者に指導および手続きを行わない、もしくは支援金を送金しない。
 - d) 規定に基づき海外就職支援基金への被雇用者の寄付金を全額納めない。
 - e) 規定に基づき海外就職支援基金を全額納めない。
2. 以下のいずれかの行為に対し 8,000 万ドン～1 億ドンの罰金を科す。
- a) 規定通りに紹介料を徴収、管理、使用、返済しない。
 - b) 規定通りに被雇用者から手数料を徴収しない。
 - c) 契約に基づき労働期間全期の手数料を納めた被雇用者を、自己の過失によらず期間満了前に帰国させる場合、被雇用者の海外派遣契約の残期間に相当する手数料を被雇用者に返済しない、または全額返済しない。
 - d) 規定に基づき被雇用者の寄付金を海外就職支援基金に納めない。
 - d) サービス企業が規定どおりに海外就職支援基金に納付しない。
3. 以下のいずれかの行為に対し、15,000 万ドン～20,000 万ドンの罰金を科す。
- a) 被雇用者を海外派遣できないことにより、被雇用者がサービス企業に納付した手数料を返済しない。
 - b) 規定に基づき被雇用者の手付金の徴収、管理、使用をしない。
 - c) 規定に基づきサービス企業の手付金を追加で全額、期間どおり納付しない。
4. 補足処分の形式：以下のとおり、ベトナム人被雇用者の海外派遣活動を停止する。
- a) 本条第 2 項の規定に違反する行為に対しては、1 ヶ月～3 ヶ月間。
 - b) 本条第 3 項 b、c の規定に違反する行為に対しては、4 ヶ月～6 ヶ月間。
 - c) 本条第 3 項 a の規定に違反する行為に対しては、7 ヶ月から 12 ヶ月間。
5. 影響の是正措置
- a) 本条第 1 項 d、e および第 2 項 d、d に定めた違反行為に対し、規定にどおり海外就職支援基金を全額支払わせる。
 - b) 本条第 2 項 c および第 3 項 a に定めた違反行為に対し、被雇用者に全額返金

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

させる。

c) 本条第 3 項 b、c に定めた違反行為に対し、規定どおり手付金を納付させる。

第 34 条 被雇用者の海外派遣および国外での被雇用者管理に関する規定の違反

1. 以下のいずれかの行為に対し、2,000 万ドン～4,000 の罰金を科す。
 - a) 規定に基づき、出国する被雇用者の一覧を海外の外交機関、ベトナム領事館に報告しない。
 - b) 海外での労働期間における被雇用者の合法的な権利の管理および保護にあたり、海外の外交機関、ベトナム領事館と協力しない。
2. 以下のいずれかの行為に対し、5,000 万ドン～8,000 万ドンの罰金を科す。
 - a) 企業により海外へ派遣された被雇用者の合法的な権利、利益の管理、保護を規定に基づいて行わない。
 - b) 被雇用者が死亡、労働災害、危険な事故、職業病に陥った場合、又は、生命、健康、名誉、人格、財産を侵害された場合に適時に問題を解決しない。
3. 以下のいずれかの行為に対し、15,000 万ドン～20,000 万ドンの罰金を科す。
 - a) 被雇用者の海外派遣活動を悪用して被雇用者にコンサルティング、採用、教育を行う、または雇用者の金銭を徴収すること。
 - b) 被雇用者の海外派遣活動を悪用して規定通りにベトナム人を海外に派遣しない。
 - c) 被雇用者の派遣を禁止されている地域、業種、業務に被雇用者を派遣する、若しくは被雇用者の受入を行わない国に被雇用者を派遣する。
4. 補足処分の形式：以下のとおり、ベトナム人被雇用者の海外派遣活動を停止させる。
 - a) 本条第 2 項に定めた違反行為に対し、1 ヶ月～3 ヶ月間。
 - b) 本条第 3 項に定めた違反行為に対し、6 ヶ月～12 ヶ月間。
5. 影響の是正措置：本条第 2 項、第 3 項 c に定めた違反行為に対し、被雇用者の受入国又はベトナム国家管轄機関の要求により、被雇用者を帰国させる。

第 35 条 海外で就労する被雇用者およびその他関連対象の違反

1. 規定に基づき国家管轄機関において個人契約の登録を行わない行為に対し、200 万ドン～500 万ドンの罰金を科す。
2. 以下のいずれかの行為に対し、8,000 万ドンから 1 億ドンの罰金を科す。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 労働契約期間、滞在期間満了後に海外に不法滞在する。
 - b) 契約した職場から逃走する。
 - c) 被雇用者受入国に入国した後、契約に基づき職場へ行かない。
 - d) 海外に不法滞在するよう、ベトナム人被雇用者を煽動、誘惑、強制、だます。
3. 影響の是正措置：
- a) 本条第2項 a、b、c に定めた違反行為に対し、強制帰国させる。
 - b) 本条第2項 a、b に定めた違反行為に対し、2年間海外で就労することを禁止する。
 - c) 本条第2項 c、d に定めた違反行為に対し、5年間海外で就労することを禁止する。

第5章

行政違反処分に関する権限および手続き

第1節

処分の権限

第36条 人民委員会委員長の処分の権限

1. 村レベルの人民委員会委員長は次の権利を有する。
 - a) 警告処分を行う。
 - b) 500万ドン以下の罰金を科す。
2. 郡レベルの人民委員会委員長は次の権利を有する。
 - a) 警告処分を行う。
 - b) 労働、社会保険に関する行政違反に対し、3,750万ドン以下の罰金を科す。
 - c) 本政令第2章および第3章に定めた補充処分の形式を適用する。
 - d) 本政令第2章および第3章に定めた違反行為の影響に対する是正処置を適用する。
3. 省レベルの人民委員会委員長は次の権利を有する。
 - a) 警告処分を行う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 労働、社会保険に関する行政違反に対しては、7,500万ドン以下の罰金を科す、契約に基づくベトナム人被雇用者の海外派遣の分野に関する行政違反に対しては、1億ドン以下の罰金を科す。
- c) 本政令第2章、第3章および第4章に定めた補充処分の形式を適用する。
- d) 本政令第2章、第3章および第4章に定めた違反行為の影響に対する是正処置を適用する。

第37条 労働監査の処分の権限

- 1. 専門監査を行う公務施行中の労働監査官は、次の権利を有する。
 - a) 警告処分を行う。
 - b) 50万ドン以下の罰金を科す。
- 2. 労働傷病兵社会事業局の監査長は、次の権利を有する。
 - a) 警告処分を行う。
 - b) 労働、社会保険に関する行政違反に対しては、3,750万ドン以下の罰金を科す、契約に基づくベトナム人被雇用者の海外派遣の分野に関する行政違反に対しては、5,000万ドン以下の罰金を科す。
 - c) 本政令第2章、第3章および第4章に定めた補充処分の形式を適用する。
 - d) 本政令第2章、第3章および第4章に定めた違反行為の影響に対する是正処置を適用する。
- 3. 労働傷病兵社会事業省の監査長は、次の権利を有する。
 - a) 警告処分を行う。
 - b) 労働、社会保険に関する行政違反に対しては、7,500万ドン以下の罰金を科す、契約に基づくベトナム人被雇用者の海外派遣の分野に関する行政違反に対しては、1億ドン以下の罰金を科す。
 - c) 本政令第2章、第3章および第4章に定めた補充処分の形式を適用する。
 - d) 本政令第2章、第3章および第4章に定めた違反行為の影響に対する是正処置を適用する。
- 4. 各省の労働監査長は、次の権利を有する。
 - a) 警告処分を行う。
 - b) 労働、社会保険に関する行政違反に対しては、5,250万ドン以下の罰金を科す、契約に基づくベトナム人被雇用者の海外派遣の分野に関する行政違反に

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

対しては、7,000 万ドン以下の罰金を科す。

- c) 本政令第 2 章、第 3 章および第 4 章に定めた補充処分の形式を適用する。
 - d) 本政令第 2 章、第 3 章および第 4 章に定めた違反行為の影響に対する是正処置を適用する。
5. 労働監査局局长、専門監査を行う国家管理機関の専門労働監査長は、次の権利を有する。
- a) 警告処分を行う。
 - b) 労働、社会保険に関する行政違反に対しては、3,750 万ドン以下の罰金を科す、契約に基づくベトナム人被雇用者の海外派遣の分野に関する行政違反に対しては、5,000 万ドンまでの罰金を科す。
 - c) 本政令第 2 章、第 3 章および第 4 章に定めた補充処分の形式を適用する。
 - d) 本政令第 2 章、第 3 章および第 4 章に定めた違反行為の影響に対する是正処置を適用する。

第 38 条 海外で就労する被雇用者の管理局局長の処分権限

海外で就労する被雇用者の管理局局長は、本政令第 4 章で定めた行政違反行為に対する処分を行う権限を有する。

- 1. 警告処分を行う。
- 2. 1 億ドン以下の罰金を科す。
- 3. 本政令第 4 章に定めた補充処分の形式を適用する。
- 4. 本政令第 4 章に定めた違反行為の影響に対する是正処置を適用する。

第 39 条 その他の機関の処分の権限

- 1. 海外の外交機関、領事館およびベトナム社会主義共和国の領事機能を委任されたその他の機関の最高責任者は、本政令第 4 章に定めた行政違反行為を処分する権限を有する。
 - a) 警告処分を行う。
 - b) 1 億ドン以下の罰金を科す。
 - c) 本政令第 4 章に定めた、被雇用者の受入れ国、またはベトナム国家管轄機関の要求に従い被雇用者を帰国させる、是正処置を適用する。
- 2. 出入国管理局局長、中央直轄都省・市の警察庁長官は、本政令第 22 条第 1 項に定めた強制退去処置の適用を決定する権利を有する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 第 36 条、第 37 条、第 38 条および本条第 1 項、第 2 項に定めた処分権限を有する者以外にも、行政違反処分の権限を有するその他の機関の者は、自己の管理分野または管理地において本政令の規定を犯す行為を発見した場合、行政違反処置法の規定により、機能と割り当てられた任務の範囲内で、行政違反処置法第 52 条に定めた規定の通りに処分する権限を有する。

第 2 節

処分の手続き

第 40 条 違反処分文書の作成

行政違反行為を発見した場合、処分権限を有する者、割り当てられた公務、任務を遂行する公務員および準公務員は、適時に文書を作成し、行政違反処置法第 58 条に定められた規定どおり実施すること。

第 41 条 ベトナム領土外における被雇用者の海外派遣に関する行政違反行為に対する罰金の手続き

1. 海外で罰金を科された被雇用者は、海外における外交機関およびベトナム領事館で罰金を納付することができる。
2. 罰金は、米ドルまたは違反した被雇用者が就労する国の貨幣あるいは、ベトナムドンで徴収される米ドルで罰金を徴収する場合、罰金の徴収時点における、ベトナム国家銀行により公表されたベトナムドンに対する銀行間外貨取引市場での米ドルの平均為替レートを適用すること。

違反した被雇用者が就労する国の貨幣で徴収する場合、罰金の徴収時点で公表された滞在国の銀行のレート、または滞在国のベトナム外交機関、ベトナム領事館が国家予算の一時保持用に開設した口座で、6 ヶ月間安定している場所の銀行のレートに従った、米ドルからの為替レートを適用する。

第 6 章

施行条項

第 42 条 施行効力

1. 本政令は、2013 年 10 月 10 日より施行される。
2. 政府が定めた、労働法に違反する行為に関する 2010 年 5 月 6 日付の政令第 47/2010/ND-CP 号、社会保険分野における行政違反処分に関する 2010 年 8 月 13 日付の政令第 86/2012/ND-CP 号、および契約に基づく被雇用者の海外派遣活動に関する 2007 年 9 月 10 日付の政令第 144/2007/ND-CP 号は、本政令発効日より失効することとする。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 43 条 移行条項

1. 2013 年 7 月 1 日の前に発生し、後になって発見された、又は検討・是正中の違反行為は、行政違反を犯した個人、組織に有益であれば、本政令における処分に關する諸規定を適用する。本政令発効日の前に契約した就労先から逃走した、又は、労働契約期限満了後に海外に不法滞在した被雇用者に対しては、本政令発効日より 3 ヶ月以内に自主的に帰国すれば、本政令第 35 号の規定を適用しない。
2. 2013 年 7 月 1 日以前に施行・実施された行政違反処分の決定に対しては、違反処分が適用される組織又は、行政処分が適用される個人が不服を申し立てた場合、違反処分法令の規定により措置する。

第 44 条 指導および履行の責任

1. 労働傷病兵社会事業省大臣は本政令の施行を指導、審査する責任を負う。
2. 各大臣、省庁相当機関の最高責任者、政府機関の最高責任者、および中央直轄の各省・各都市の人民委員会委員長は、本政令を履行する責任を負う。

宛先：

- 共産党中央秘書委員会
- 政府首相、各副首相
- 各省、省に相当する機関、政府管轄機関
- 中央直轄省・都市の人民委員会および人民評議会
- 共産党中央事務所、共産党の各部局
- 共産党書記長事務所
- 国家主席事務所
- 民族評議会および国会の各委員会
- 国会事務所
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家金融監督委員会
- 国家会計監査
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体の中央機関
- 政府事務所：担当大臣、各副担当者、政府首相助手、政府のウェブサイト、各部局、各直属機関、公報
- 事務所用のファイル、科学教育部事務所（3 通） KN300

政府の代表

首相

グエン・タン・ズン